目次

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
正
部
分

		改正案		現	行	
민데	別表第一 第一号法定受託事務	務(第二条関係)	別表第一	第一 第一号法定受託事務	務(第二条関係)	
借	備考 この表の下欄の用語の	の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に	備考		この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上壛	上欄に掲げる法律に
	おける用語の意義及び字	おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。		おける用語の意義及び字の	の意義及び字句の意味によるものとする。	
	法律	事務		法律	事	177
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	預貯金者の意思に基づく	この法律(第二十六条第二項を除く。)		(新設)	(新設)	
	個人番号の利用による預	の規定により都道府県が処理することと				
	貯金口座の管理等に関す	されている事務				
	る法律(令和三年法律第					
	号)					

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)(附則第七条関係)

別表第一(第三十条の九、 提供を受ける国の機関 十条の三十関係 第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三 改 正 案 別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三 提供を受ける国の機関 十条の三十関係) 現 行

(傍線部分は改正部分)

十三の三

預金保険機

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用によ

(新設)

(新設)

〜十三の二

略

(略)

事

務

る預貯金口座の管理等に関する法律

(令和三

〜十三の二

(略)

(略)

事

務

又は法人

構

第五条第三項、

第七条第三項若しくは第八条

号)による同法第三条第四項、

年法律第

(略)

(略)

(略)

略

令で定めるもの

よる情報の提供に関する事務であつて総務省

第三項の通知又は同法第九条第一項の規定に

又は法人

(傍線部分は改正部分)

(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二 (昭和四十年法律第三十三号)第二十五条から第二百二 (昭和四十年法律第三十三号)第二十九条の二の三第十四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二十六号)第九十八条第一等二十九条の二の三第十四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二十九条の二の三第十四項、国税通則法(昭和三十七年法律第七十条の二の三第十四項、国税通則法(昭和三十七年法律第七十条の二の三第十四項、国税通則法(昭和三十七年法律第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、号)第二百二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条から第二十五条がら第二十五条から第二十五十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五条がら第二十五十五条がら第二十五十五条がら第二十五十五条がら第二十五十五条がら第二十五十五条がら第二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	( 号 第 、 第 特 号 第 一 険 略 略 囲   R
健康保険法	健康保険法
相続税法	相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九
第11日 11号)等に「11号、第11日 11号に買売しては第11日(19号)第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律)	一 十
	<ul><li>租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四十十五号)第二十七条 第二十九条第三項老しくは第九十八条</li></ul>
第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の	+
三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十五項	三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十五項
	国税通則法
第六十六号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、	第六十六号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、
所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二	所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二
十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第	十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第
七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調	七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調
書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若し	書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若し
くは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用によ	くは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一
る預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第号)第六	の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行

別表第一 5 6 する。 された者は、 項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載 する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二 る行政機関、 条第一項その他の法令又は条例の規定により、 ことができる。 した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものと 百二 <u>~</u>百 預金保険機構 (略) (第九条関係) 当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用する 地方公共団体、 (略) 当該事務の全部又は 省令で定めるもの 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用によ 知又は情報の提供に関する事務であって主務 る預貯金口座の管理等に関する法律による通 (略) 独立行政法人等その他の行政事務を処理 一部の委託を受けた者も、 別表第一の上欄に掲げ 同様と 別表第一 5 6 者も、 号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた 政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第 を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番 人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務 一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個 (新設) (略) 同様とする。 (第九条関係) (略) (新設) (略)

金
傍
線
部
分
-
は
改
正
部
分
23

(略)	次に次のように加える。	までを三十三項ずつ繰り下げ、九十八の項を百三十の項とし、同項の	別表第一中百二の項を百三十五の項とし、九十九の項から百一の項	等に関する法律の一部を次のように改正する。	第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	改正案
(略)	同項の次に次のように加える。	し、九十九の項を百三十二の項とし、九十八の項を百三十の項とし、	別表第一中百一の項を百三十四の項とし、百の項を百三十三の項と	等に関する法律の一部を次のように改正する。	第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	現行

るため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜四十一の三 (略) 四十二〜六十二 (略)	るため、次に掲げる事務をつかさどる。 四十一の四 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第 号)の規定による 一〜四十一の三 (略) 四十二〜六十二 (略)
坦 _ 尹	坦 ( 章 )
現行	改正案

四十二~六十二 (略)		(削る)	一〜四十一の三 (略)	るため、次に掲げる事務をつかさどる。	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成す	2 (略)	第四条 (略)	(所掌事務)	改正案
	るものをいう。)に関する制度に関すること(他省の所掌に属するもの座の管理等に関する法律(令和三年法律第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	四十一の四 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口	一〜四十一の三 (略)	るため、次に掲げる事務をつかさどる。	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成す	2 (略)	第四条 (略)	(所掌事務)	現行

十七 国の行政機関が行う情報システム(国の安全等に関するものそ十六 (略) 第十七号イ及びハにおいて同じ。)の作成及び推進に関すること。 に関する法律第匹条第一項に規定する情報システム整備計画をいう	十八 国の行政機関が行う情報システム(国の安全等に関するものそ十七 (略) 第十八号イ及びハにおいて同じ。)の作成及び推進に関すること。に関する法律第匹条第一項に規定する情報システム整備計画をいう
	十六 情報システム整備計画(情報通信技術を活用した行政の推進等
六~十四 (略)	七~十五(略)
	関すること(他の府省の所掌に属するものを除く。)。
	又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供に関する制度に
	の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理及び災害時
	等に関する法律(令和三年法律第号)の規定による預貯金者
(新設)	六 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理
一~五 (略)	一 一 ~ 五 (略)
をつかさどる。	をつかさどる。
2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務	2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務
一~三 (略)	一一一一(略)
施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。	施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。
第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の	第四条 デジタル庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の
(所掌事務)	(所掌事務)
現	改 正 案

イ 及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。 の他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)の整備 づき、 に必要な予算を、 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業 第十五号の方針及び情報システム整備計画に基

口 の実施に関する計画を定めること。 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業

一括して要求し、確保すること。

支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させるこ 知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る 並びに口の計画その他必要な事項を通知することにより、 予算を配分するとともに、 該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、 について、 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業 第十五号の方針及び情報システム整備計画に基づき当 同号の方針及び情報システム整備計 当該通 画

十九~二十三 (略

> 及び管理に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。 の他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)の整備 イ づき、一括して要求し、 に必要な予算を、第十四号の方針及び情報システム整備計画に基 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業 確保すること。

口 の実施に関する計画を定めること。 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業

知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る 支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させるこ 並びに口の計画その他必要な事項を通知することにより、 予算を配分するとともに、 該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、 について、第十四号の方針及び情報システム整備計画に基づき当 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業 同号の方針及び情報システム整備計 又は関係行政機関に、 当該通

十八~二十二 (略

- 9 -